

職業安定分科会（第 211 回）	資料2-2
令和7年3月 21 日	

## **職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要**



# 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する 省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

## 1. 改正の趣旨

- 令和6年1月10日に公表された雇用保険部会報告において、個々の労働者が生活費等への不安なく、学び直しのために教育訓練に取り組むことができるようにするため、「令和7年度中に、これらの者が、自らが選択した教育訓練を受けるに当たって必要な費用について融資を受けられる制度を設けるべきである。」と指摘されたところ。
- これを踏まえ、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援法施行規則」という。）を改正し、教育訓練受講のための新たな融資制度を創設する。

## 2. 改正の概要

- 求職者支援法施行規則第16条の2を新設し、国は、特定求職者の職業に関する教育訓練等の受講を容易にするための資金の貸付けに係る保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うものとする。
- その他、所要の規定の整備を行う。

## 3. 根拠条項

- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第19条

## 4. 施行期日等

- 公布日：令和7年3月下旬（予定）
- 施行期日：令和7年10月1日